

がん対策推進協議会の今後の進め方について(案)

1. 専門委員会の設置と協議会集中審議等について

○以下の整理としてはどうか。

- ① がん対策推進基本計画に分野が設定されているものの、更なる俯瞰的かつ戦略的な検討が必要であって、極めて専門的な知見が必要な分野については、がん対策推進協議会に専門委員会を置き、計画について仔細に検討を行う。
 - ② がん対策推進基本計画の変更にあたり、分野横断的に特に協議を深める必要のある分野については、がん対策推進協議会において集中審議を行う。
 - ③ 制度の運用方法等について検討を行う必要のある分野については、別途厚生労働省健康局長の諮問機関等を設置する。
- ※ がん対策推進基本計画の変更にあたり、協議を行う必要のある分野であって、①専門委員会の設置、②集中審議を行う以外の分野については、通常のがん対策推進協議会において、協議を行う。

専門委員会の設置について了承された分野	がん研究、小児がん
特に協議を深める必要があるとして、これまでに専門委員会設置や集中審議が提案された分野	がん診療連携拠点病院、緩和ケア（在宅緩和を含む）、相談支援（情報提供）、放射線・化学療法、がん登録、がん検診・予防、遺族支援、ドラッグラグ、5大がん以外の難治がん、がん対策指標等
協議会から制度の検討が必要と要望書が提出された分野	がん登録、がん診療連携拠点病院、たばこ対策、ドラッグラグ等 ※がん患者のみを対象とせず、制度全体を俯瞰する必要がある分野については、他部局と連携して検討（例：ドラッグラグ等）

2. がん対策推進基本計画の変更に係る協議スケジュール(案)

